

## 取りまとめに向けた検討（４）

### 弁護士・司法書士業務での利活用

#### 1 想定ユースケースの抽出

##### 【短期的展望に関する論点・第２の１(２)関係】

例えば、以下のような場面で生成ＡＩを利活用することが考えられることについて、おおむね異論はなかったように思われるが、どうか。

- ① 膨大なデータの集約・分析・整理・加工（時系列表作成も含む）
- ② 経験則の情報調査（自然科学の基礎知識等）
- ③ 証拠分析（取引情報の分析、外国語文書の邦訳、書証相互間の整合性の検証等）と証拠説明書の作成補助
- ④ 判決・判例・文献の要点抽出
- ⑤ 主張書面・陳述書（匿名化）の文章の着想獲得、素案作成、要約、整合性調査
- ⑥ 争点整理表の作成・尋問テスト
- ⑦ 登記事項証明書の読み取りによる権利関係の確認やリスクの判定補助

#### 2 想定ユースケースにおけるＡＩ利活用に関する諸論点

##### 【短期的展望に関する論点・第２の２(１)ウ、(２)、(４)、(５)イ、ウ、エ関係】

##### (１) 弁護士・司法書士業務における特有のリスク

例えば、生成ＡＩの出力に内在するバイアスが弁護士・司法書士の法的判断に与える影響については、まずは後記(２)のとおり、出力結果について弁護士・司法書士が確認・検証をする（ヒューマン・イン・ザ・ループ）ことにより対応することが必要であると考えられるが、想定ユースケースを前提とした場合、更に留意すべき点や裁判所業務における特有のリスクとして指摘されたところと異なる点はあるか。

##### (２) 弁護士・司法書士と依頼者等との関係

弁護士・司法書士は、その業務の遂行に当たって、生成ＡＩの出力内容（生成物）を用いる場合、その出力内容（生成物）に虚偽や誤り、違法、不適切な内容等が含まれる危険性があることに留意して出力内容を確認し、その適切性について専門職としての独立した判断を行うことが必要であり、原則として、出力内容を用いたことによる結果については、弁護士・司法書士が最終責任を負うということについては、異論がないと考えられる。

他方で、弁護士・司法書士業務は、依頼者の委任に基づき行われるものであり、依頼者やその他の関係者（以下「依頼者等」という。）との信頼関係の構築が不可欠であると考えられる。そのような観点からは、例えば、生成ＡＩの利活用に消極的である依頼者等の理解をどのように得るべきか、逆に、生成ＡＩの結果を過

信する依頼者等に対してどのように説明し、理解を得るかなど、弁護士・司法書士が生成ＡＩを利活用してその業務を遂行するに際しては、その利活用の場面、範囲及び方法等につき依頼者等との関係で留意すべき点は少なくないよう考えられる。もっとも、弁護士・司法書士業務において生成ＡＩの利活用が考えられる場面は、前記１のとおり、裁判所業務以上に多種多様であり、生成ＡＩの技術的進展により更に利活用の場面が広がっていくことも想定される上、弁護士・司法書士の業務遂行の在り方についての考え方や依頼者等の個性も千差万別であることを踏まえると、現時点において、弁護士・司法書士業務における生成ＡＩの利活用に関し、弁護士・司法書士と依頼者等とのあるべき関係性を画一的に明らかにすることは困難であり、今後、弁護士・司法書士において自律的に検討を深めていくことが望ましいように考えられるが、どうか。今後、このような検討を深めるに際して、考慮すべき点としてどのようなものがあるか。

(3) 弁護士・司法書士の秘密保持義務等との関係

弁護士・司法書士業務において利用する生成ＡＩシステムによっては、入力した情報が当該システム上に保存され、又はＡＩモデルの学習に利用される場合があることから、生成ＡＩシステムに依頼者等や第三者への秘密保持義務の対象となる情報や個人情報・個人データなどを入力する場合には、秘密保持義務違反や、個人情報保護法違反、プライバシーの侵害等とならないよう適切な対応が必要となることに異論はないものと考えられる。この点について、特に留意すべき点としてどのようなものがあるか。

(4) 弁護士・司法書士業務におけるＡＩ利活用の環境

今後、弁護士・司法書士の間において、その主たる取扱分野や事務所の規模等に応じて、ＡＩ利活用の環境に相当程度の差異が生じていく可能性も考えられるが、どのように考えるか。

(5) 弁護士・司法書士業務におけるＡＩガバナンス等

弁護士・司法書士業務において生成ＡＩを利活用する場合には、弁護士・司法書士は、生成ＡＩ利活用におけるリスクとその適切な対応策についての基本的な知識等の習得に努めることが求められるだけでなく、その所属する事務所においては、必要に応じて所属する弁護士・司法書士や事務職員に対する研修教育の機会を設けるなどこれらの者による生成ＡＩの適正な利用の確保に向けた取り組みが求められることに異論はないものと考えられる。

以上に加えて、これまでの議論では、全ての弁護士・司法書士がリテラシーをもって適切に利用することが担保されているとは言い難いことから、何らかのルールが必要ではないかとの意見もあった。

もっとも、急速な発展が見込まれる技術である生成ＡＩについて、利活用の方法をルールで縛るのが適切か、また、具体的場面に応じた検討が必要ではないかということについては、裁判所業務と同様の指摘が当てはまるように考えられるから、関係機関において生成ＡＩ利活用に当たって注意すべき事項等を周知

するなどの取組が継続されるとともに、ルール化等については、その要否も含めて、適切に検討していくことが期待されるが、どうか。

#### その他の場面での利活用

##### 【短期的展望に関する論点・第2・1(1)イ関係】

以下のような指摘や意見があったが、どうか。

#### 1 尋問の録音データの文字起こしや誤字脱字のチェック

この場面において生成A I を利活用することについて異論はなかったが、A I の機能を十分活かすことのできる環境整備（録音機材の整備等）が必要である旨の指摘があった。

#### 2 裁判所書記官が行う事務作業の補助

この場面において生成A I を利活用することについて異論はなかったが、例えば、訴状における形式面の審査への活用や、濫訴的な大量の訴訟提起への対応について、生成A I を活用し、裁判官及び裁判所書記官の業務負担軽減や、人的資源の効果的運用を図っていくことが考えられる旨の意見があった。

#### 生成A I を利用して作成された証拠への対応

##### 【短期的展望に関する論点・第3関係】

（注）偽造には、一般に、作成名義を偽る有形偽造、内容を偽る無形偽造があり、また、真正に成立した文書を権限のない者が書き換える変造があり得るが、差し当たり、これらをまとめて「偽造等」という。

A I 技術が著しく進展し、その社会実装が急速に進んでいることに伴い、生成A I を利用して偽情報・誤情報を容易に生成することが可能になりつつあり、その結果、民事訴訟の場面でも問題となり得る状況が生じつつある。

生成A I を利用して作成された証拠のうち、①偽造等をしたもの（契約書の署名欄を偽造する、公印等をA I で再現した偽造公文書を作成する、特定の人物が作成したかのような文書・音声・映像を生成する、契約書の内容やドライブレコーダーの映像を改ざんするなど）については、証拠として提出することが不当であることは明らかであると考えられる。

これに加えて、②エンハンス（生成A I により画像や動画の画質、解像度、鮮明さを向上させる、ノイズを除去することなどをいう。）された証拠なども考えられるところ、エンハンスは、原資料の内容等を分かりやすくするというメリットがあり得る（現在も原資料の一部を拡大したものが証拠として提出されるようなことは行われている。）一方で、例えば、不法行為者が被告か否かが争いとなる事案において、その立証のため、極めて不鮮明な防犯カメラ画像を「エンハンス」するような場合など、エンハンスの程度等によっては原資料との同一性が問題とされるような事態も考え

られ、何らかの対応が必要となることも想定されるところであり、生成A Iを利用して作成された証拠への対応の要否等は一律に定まるものではないと考えられる。

この点、生成A Iを利用して作成された証拠に関する諸外国の検討状況等の概要は、研究会資料2別添3のとおりであり、既存の専門家証言の証拠採否ルールと同様に詳細に定める例、一定の証拠の生成を禁止又は許可制とし、使用について開示義務を定める例などがみられる。もっとも、証拠提出の段階では詳細なルールを設けず職業裁判官が自由心証主義のもとで証拠の信用性を判断する我が国と、法律専門家ではない陪審員の誤導等を防ぐ観点から証拠提出の段階で詳細なルールを設けている一部の諸外国とでは前提とする法体系が異なることには留意が必要であると考えられる。

以上のような問題意識等を踏まえつつ、以下では、①証拠提出の前提として、訴訟代理人は、現在の実務においてどのような対応等をしており、今後、どのような対応等を行うことが考えられるのか、②このような訴訟代理人の対応等を前提としつつ、証拠提出に当たって、何らかのルールを設けるべきなのか、③提出された証拠がA Iによる偽造等でないことについて、何らかの判断枠組み等を設けるべきなのか、などについて検討することとする。

## 1 証拠提出の前提となる訴訟代理人の対応等

現在の実務においても、訴訟代理人は、依頼者や関係者から、偽造等がされた資料やエンハンスされた資料の提供を受けることなど（依頼者等において偽造等がされたものと知らなかった場合を含む。）はあり得るところであり、訴訟代理人においては、依頼者からの聞き取り等を通じて、当該資料自体が不自然なものではないか、他の関連事実、関連資料から不自然なものでないかなどを十分に吟味、検討した上で、証拠提出を行っている。その概要は、研究会資料2別添1及び2のとおりである。

以上のように、訴訟代理人は、証拠提出の前提として一定の対応等を行っているところではあるが、それには限界があるほか、明らかな偽造等でなければ依頼者等を信頼せざるを得ない側面もあるという指摘もあった。なお、エンハンスされた資料を証拠提出する場合には、裁判所や第三者との関係で誠実な業務遂行義務の一環として生成A Iを利用してエンハンスした事実を明らかにすることが適切であると考えられる。

今後、生成A Iを利用して作成された資料がそれとは明らかにされないまま証拠として提出されるおそれが高まっていくとも考えられるところ、そのような状況を踏まえると、訴訟代理人においては、証拠収集の場面における資料の吟味、検討に際して、偽造等の危険性のチェックの在り方を含め最低限の水準等の整理が必要となってくるのではないかとといった指摘もあったところであり、訴訟代理人となる弁護士、司法書士はもとより、これらの関係機関においては、そのような指摘も踏まえつつ、引き続き、課題や対応策の検討を深めていくことが期待されるが、どうか。

## 2 ①偽造等をした証拠について

### (1) 証拠提出ルール

偽造等がされた証拠の提出が許されないこと自体は明らかであると考えられるところ、今後、生成A Iを利用して偽造等がされた資料が真正な証拠として提出されるおそれが高まっていくとも考えられることに照らし、確認的にであっても、そのような証拠の提出を禁じる旨の規律を設けるべきでないかとの指摘もあった。

もっとも、文書等の信頼を害する行為については、文書偽造等の罪として処罰の対象となる場合があることや、近年における情報通信技術の進展等に対応するため、電磁的記録をもって作成される文書の信頼を害する行為等について処罰規定が整備される（令和7年法律第39号による刑法の改正）など、懸念される点は刑事罰によって担保されているとも考えられ、更に前記のような手続的規律を設ける必要があるのか、生成A Iを利用して偽造等がされたものが証拠として提出された場合には、これを判別することが外形上困難である可能性が高いことに照らすと、仮にそのような手続的規律を設けたとしてもその実効性が高まるのか、民事訴訟手続以外の裁判手続との整合性をどのように考えるのかという点において、なお慎重な検討を要するとも考えられるが、どうか。

### (2) 生成A Iによる偽造等がされた証拠の判断枠組み等

#### ア 問題の所在

民事訴訟においては、「文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。」（民訴法228条1項）ものとされているところ、提出された文書が、A Iによる偽造や変造である旨の主張がされた場合には、提出者において、当該文書が真正に成立したことを証明する必要がある。

もっとも、提出された証拠が生成A Iを利用して偽造等がされたものであった場合には、これを判別することが外形上困難である可能性が高いことを踏まえると、証拠提出に関するルールのみならず、生成A Iによる偽造等ではないこと、すなわち当該証拠の成立の真正等を証明するための判断の枠組みや方法（例えば、一定の技術的フローを経て生成A Iによる偽造等ではない旨の判定がされた場合には、成立の真正を認めるものとする等）を検討することが必要であるとも考えられる。また、提出された証拠が真正に成立したものであること等（生成A Iによる偽造等ではないこと）は、まずは当事者において主張・立証がされることになるが、その立証のためには、相当額のフォレンジック費用等を要する場合もあり、費用負担の観点から実質的に立証を断念せざるを得ない場合もあるのではないかと、との懸念もある。

#### イ 現在の実務上の取扱い等

この点、裁判所においては、証拠の偽造等がされている旨の主張がされた場合であっても、直ちに鑑定等を行うものではなく、まずは、動かし難い事実や証拠上認められる間接事実等の周辺事情から、当該証拠の成立の真正や要証事

実を認定することが多く、最終的にも鑑定等に至らないことも多いように思われる。

これは、鑑定等をすれば直ちに偽造等か否かを判断することができるとは限らないこと、証拠が偽造等によって作成されたものであったとしても、動かし難い事実等からすれば、当該証拠が不自然として採用することはできない旨を判断することができることが少なくないと思われること、最終的に認定がされるべきなのは、当該証拠の成立等（偽造等か否か）ではなく、要証事実の存否であり、この認定・判断自体に専門的知見等を要するものではないこと、当該証拠の実質的証拠力（要証事実の証明に役立つ程度）が低く、当該証拠にかかわらず、要証事実の存否を判断することができることも少なくないようにも考えられること、などが影響しているものと思われる。

このような現在の実務上の取扱いについては、生成ＡＩによる偽造等の場合にも基本的には妥当するものと考えられる一方で、生成ＡＩによる偽造等か否かをめぐって手続が長期化したり、判断が容易でなくなる事例が増えたりするようなことは、想像に難くない。この点については、民事訴訟には、契約取引型と不法行為型などがあるところ、前者では当事者間に継続的な関係ややり取りが存在するため周辺事情や間接事実から動かし難い事実を認定しやすいが、不法行為型は当事者の関係性がない上、現場の映像や録音という客観的証拠に依存する傾向が強いため、ＡＩによる偽造等か否かが審理判断に重大な影響を及ぼし得るのではないかと指摘もあった。

#### ウ 今後の在り方等

以上のような現在の実務上の取扱い等を踏まえると、提出された証拠が生成ＡＩを利用して偽造等がされたものであった場合には、これを判別することが外形上困難である可能性が高いということによって、直ちに、裁判所における判断（要証事実の認定）が極めて困難となるとまではいえず、また、生成ＡＩによる偽造等である旨の主張がされるだけで、フォレンジック費用等を要することとなり、費用負担の観点から実質的に立証を断念せざるを得ないといった事態が生じるとまではいえないように思われる。

また、生成ＡＩに関する技術が日々進展していること、生成ＡＩによる偽造等でないと判定するための技術的フローが確立されているとはいえないことなどに照らすと、現時点で、生成ＡＩによる偽造証拠等の判断枠組みを設けることは困難であるように考えられる。

もっとも、このことは、現在の実務上の取扱いによって何らの問題も生じないことを意味するものではなく、生成ＡＩを利用した偽造証拠等が提出され、それによって判断がゆがめられるような事例が多数発生することとなれば、司法の信頼を失いかねないことは前記のとおりであり、裁判所は強い危機感を持つべきではないかと指摘もされたところである。

以上を踏まえると、まずは、法律実務家において、偽造証拠等が問題となる

類型等に応じた具体的検討やそれを踏まえた対応等が期待される（ただし、その判断手法等の公表が悪用され得るリスクがあることにも留意が必要であろう。）ところであるが、今後も、前記(1)の証拠提出ルールの在り方も含めて、不断の検討をしていくことが必要であると考えられるが、どうか。

### 3 ②エンハンスについて

②エンハンスについては、冒頭に記載したとおり、偽造等とは異なり、これを用いることで資料の内容が分かりやすくする等の点で有用な場面もあり得るように考えられ、一律にこれを禁止することは相当ではないように思われる。一方で、エンハンスも程度等によっては、証拠評価を誤らせるなどの危険性もあることから、何らかの対応が必要であることも想定される。もっとも、エンハンスの程度を区別した上で証拠提出を禁じるようなルールを的確に定めることは困難であるように考えられる。

そうすると、まずは、裁判所において、証拠の申出をした当事者に対し、当該証拠について生成AIの利用の有無及び範囲等を明らかにするよう求めるような取扱いをすることが考えられるが、どうか。

この点については、現行法においても、訴訟指揮権の行使（民訴法148条）による対応のほか、民事訴訟においては、書証の申出をするときは、文書の記載から明らかな場合を除き、文書の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書を提出しなければならないこととされている（民訴規則137条）ところ、生成AIを用いて原資料を加工して作成した証拠についても、証拠説明書において、加工前の資料の作成者と異なっている場合にはその旨を記載したり、生成AIにより加工したことの目的を立証趣旨として明らかにしたりするといった対応が考えられる（なお、エンハンスをしたにもかかわらず、その申告をしなかった場合には、エンハンスの程度、申告をしなかった理由、明示的な釈明があったかどうかなどの一切の事情を踏まえ、そのことを弁論の全趣旨として考慮されることもあり得るように考えられる。）が、どうか。